

公益社団法人三重県獣医師会

部会設置運営規程

この法人の定款第 42 条第 2 項に基づき、部会設置運営規程を制定し、次のとおり運営する。

(目 的)

第 1 条 この法人の事業推進と連絡調整及び部会員相互の連携を図ることを目的とする。

(部会員)

第 2 条 部会は、この法人の会員で組織し、事務局は原則としてこの法人の事務局に置く。ただし、あらかじめ理事会の承認を得てほかに置くことができる。

(組 織)

第 3 条 部会はこの法人の定款第 3 条の目的を円滑に達成するため、専門分野ごとに、次の部会をおく。

- (1) 産業動物臨床部会
- (2) 小動物部会
- (3) 畜産・家畜衛生部会
- (4) 公衆衛生部会

(部会事業)

第 4 条 部会はこの法人の定款第 4 条 (1) から (11) に定めた事業を行い、もって、社会に寄与する。

(部会役員)

第 5 条 部会長は理事会の承認を得た担当理事がこれに当たる。

- 2 部会にはそれぞれ役員を必要数置き、役員会を構成する。

(部会会議)

第 6 条 部会長は部会を代表し、会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故ある時または欠けたときは副部会長が会務を代行する。
- 3 役員は部会の企画運営に参画する。

(任 期)

第 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(部会経費)

第 8 条 部会の経費はこの法人の部会事業費及び各部会で取り決めの部会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 部会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決による。

(その他)

第10条 部会運営のため、この規約の定めのない事項については、部会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年度総会の日から施行する。(狂犬病予防部会の廃止)